

産業建設委員会 資料 1－1 令和 7 年 3 月 1 4 日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課	総務政策委員協議会 資料 1－1 令和 7 年 3 月 1 8 日 担当：産業観光部観光振興課 総務部課税課
---	---

伊勢市宿泊税の導入に向けた方向性について

1 伊勢市宿泊税検討委員会からの答申内容

伊勢市附属機関条例により設置した伊勢市宿泊税検討委員会へ「宿泊税の導入について」を諮問した結果、資料 1－2 のとおり答申が市へ提出された。

2 今後の方向性

伊勢市宿泊税検討委員会で示された答申内容を尊重し、「宿泊税を導入する」ことを基本的な方針とする。

なお、今後は、答申で示された「めざすべき方向性」や「宿泊税の使途」、「主な税制概要」を基本として、パブリックコメントや宿泊事業者に対して説明会等を実施し、詳細な制度を構築していく。

3 今後の予定

- 3 月下旬～：パブリックコメント実施（1 か月間）
- 4 月中：宿泊事業者等への説明会の開催
- 4 月下旬：産業建設委員会、総務政策委員協議会へパブリックコメント等の報告と税制度(案)等の協議



令和7年2月28日

伊勢市長 鈴木 健一 様

伊勢市宿泊税検討委員会

委員長 板井 正斉

伊勢市における宿泊税の導入について(答申)

令和6年9月4日付 06 観振第 606 号で諮問のありました伊勢市宿泊税の導入について、下記のとおり答申します。

記

1. 宿泊税の導入について

伊勢市が安全・安心な観光地として選ばれ続けるためには、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として法定外目的税である宿泊税の導入が妥当である。

2. めざすべき方向性について

- ・ 市内宿泊客の増加
- ・ 伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加
- ・ 観光客、市民双方の満足度の向上

3. 宿泊税の使途について

市民生活にも良い影響を与えるよう「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのための以下の施策

- ・ 来訪者の満足度、受入環境の向上
- ・ 観光資源の発掘、磨き上げ
- ・ 持続可能な観光地づくりの推進



4. 主な税制概要

項目	要件
課税客体	市内に所在する宿泊施設（簡易宿所及び民泊施設を含む）への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納入
税率（税額）	1人1泊あたり200円
免税点	なし
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
課税期間 （見直し期間）	原則5年ごとに内容の見直し （社会情勢等の変化により問題が生じた場合は直ちに見直しを検討）
特別報償金等	期限内申告・納入額の2.5%

5. 留意事項

- ・ 特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解を得ることが重要であり、宿泊事業者の事務負担の軽減に努めること。そのため、宿泊事業者に対して継続して説明を行い、聴取した意見も踏まえながら検討を重ね、制度を構築していくこと。
- ・ 宿泊事業者の事務負担軽減のためシステム整備等の支援策を検討すること。
- ・ 納税者となる宿泊客に十分な周知を行い、導入に対する理解を得ていくこと。
- ・ 宿泊税の用途は、宿泊客や宿泊事業者に還元されるものとなること。
- ・ 修学旅行等の学校行事やスポーツ・文化大会等の団体旅行の誘致に向けた施策を検討すること。
- ・ 災害発生や大規模イベント・催事準備に活用ができる手法（基金の設置等）も検討すること。
- ・ 宿泊税の制度の見直しや用途、その効果等の検証については、行政関係者のみで決定することなく、宿泊事業者をはじめ外部の関係者も含めた組織で検証すること。また、その結果については、市民、宿泊客にも広く共有し、理解促進、制度の改善につなげていくこと。
- ・ 近隣の鳥羽市、志摩市との連携を図り、伊勢志摩地域として宿泊客にとってもわかりやすい制度にすること。
- ・ 三重県が県として宿泊税を導入することとなった場合、宿泊者の負担が増大することや宿泊事業者にとって複雑な制度となること、用途について公平性が損なわれる恐れがあることなどの懸念が示されたところであり、十分な配慮を求める。

地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税
条例の一部改正（案）について

改 正 事 項	説 明																							
軽自動車税種別割の車両区分の見直し 【令和7年4月1日施行】	■総排気量が125cc以下で最高出力を4.0kw以下に制御したバイク（新基準原付バイク）の軽自動車税種別割の税率を年額2,000円とする規定を追加。 <table><tr><th>現行</th><th>R7.4.1～</th><th>税額</th><th>ナンバープレート</th></tr><tr><td>50cc以下</td><td>50cc以下</td><td>2,000円</td><td>白色</td></tr><tr><td>追加</td><td>新基準原付</td><td>125cc以下かつ4kw以下</td><td>2,000円</td><td>白色</td></tr><tr><td></td><td>50cc超～90cc以下</td><td>50cc超～90cc以下</td><td>2,000円</td><td>黄色</td></tr><tr><td></td><td>90cc超～125cc以下</td><td>90cc超～125cc以下</td><td>2,400円</td><td>桃色</td></tr></table>	現行	R7.4.1～	税額	ナンバープレート	50cc以下	50cc以下	2,000円	白色	追加	新基準原付	125cc以下かつ4kw以下	2,000円	白色		50cc超～90cc以下	50cc超～90cc以下	2,000円	黄色		90cc超～125cc以下	90cc超～125cc以下	2,400円	桃色
現行	R7.4.1～	税額	ナンバープレート																					
50cc以下	50cc以下	2,000円	白色																					
追加	新基準原付	125cc以下かつ4kw以下	2,000円	白色																				
	50cc超～90cc以下	50cc超～90cc以下	2,000円	黄色																				
	90cc超～125cc以下	90cc超～125cc以下	2,400円	桃色																				
固定資産税の軽減措置の手続き要件の緩和 【令和7年4月1日施行】	■長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの固定資産税の軽減措置の手続き要件を緩和するもの。 個々の区分所有者から必要書類の提出がない場合であっても、マンション管理組合の管理者等から書類の提出があった場合には、軽減措置を受けることができる規定を追加。 ※地方税法により適用期限を2年延長																							
※この他に地方税法の一部改正に伴い、伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の所要の規定の整備を行う見込みです。																								